

|   |   |              |
|---|---|--------------|
| 締約国に関する情報<br>OM   | オマーン<br>一般情報  | 附属書 B1<br>OM |
| 国内官庁の名称   | Intellectual Property Department, Ministry of Commerce and Industry (Oman)<br>(商工業省知的所有権部 (オマーン)) |              |
| 所在地   | Way 3505, Ruwi 112, Muscat, Oman  |              |
| 郵便のあて名  | P. O. Box 550, Muscat, Oman   |              |
| 電話番号  | (968) 2477 4126   |              |
| ファクシミリ装置  | (968) 2481 2030   |              |
| 電子メール   | oman-ip-dep@moci.gov.om   |              |
| インターネット   | www.mocioman.gov.om   |              |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法  | 受理しない   |              |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？<br>(PCT規則82.1) | 受理する  |              |
| オマーンの国民及び居住者のための管轄受理官庁  | 出願人の選択により、商工業省知的所有権部 (オマーン) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)  |              |
| オマーンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁                               | 商工業省知的所有権部 (オマーン)   |              |
| オマーンを選択できるか？  | できる (PCT第II章に拘束)  |              |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類   | 特許, 実用新案  |              |
| 国際型調査に関するオマーンの規定  | なし  |              |
| 国際公開に基づく仮保護   | なし  |              |
| オマーンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報  |   |              |
| オマーンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期              | 願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。             |              |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？                                 | あり (附属書L参照)   |              |